危険な空き家の除却支援 【老朽危険空き家等除却支援事業】

適切な管理が行われていない空き家の解体を促進するため、老 朽化し危険な状態の空き家の除却に要する費用を補助します。

【補助対象建築物】 1年以上居住または使用されていない状 態にある空き家で、次のいずれかに該当する建築物

- ①老朽危険空き家であるもの(不良度判定*の合計評点 が100点以上である建築物)
- ②準老朽危険空き家であるもの(昭和56年5月末以前に 建築され、不良度判定の構造の腐朽または破損の程度 が 25 点以上かつ合計評点 50 点以上の木造建築物)
- *不良度判定は申し込みを受けて市職員が調査・判定を 行います。
- ※所有関係が明確であり、差押えまたは所有権以外の権 利設定がされていないものに限ります。

【補助対象者】 老朽危険空き家・準老朽危険空き家の所有

【補助金額】 ①または②で一定の要件を満たす場合(延べ 面積200㎡以上、狭あい道路沿い等)は、特殊加算を受けら

①老朽危険空き家

除却に要する費用の2分の1

(通常補助上限 50 万円、 特殊加算上限 50 万円)

②準老朽危険空き家

除却に要する費用の2分の1

(通常補助上限 30 万円、 特殊加算上限 30 万円)

【募集期間】 4月27日(月)から受付

(予算額に達し次第、受付終了)



問合せ・申込先

各支援事業・補助金の詳細については、 住宅政策課にお問い合わせいただくか、 市ホームページでご確認ください。

住宅政策課 222-8141



空き家の利活用

■空き家・空き地情報バンクへの登録

市内の空き家・空き地について、所有者の方から登録い ただいた情報をもとに市ホームページから全国に向けて売 却・賃貸情報を発信する「敦賀市空き家・空き地情報バンク」 制度があります。

市内の空き家・空き地を所有されている方はバンクへの 登録をぜひご検討ください。登録の手続き等については住 宅政策課までお問い合わせください。

① 空き家診断促進事業補助金

空き家診断士が行う、建物の基礎や外壁、雨水侵入部分 のひび割れや劣化状況等の診断費用の補助を行います。

【対象】 敦賀市空き家・空き地情報バンクに売買の登録、 または登録を予定している一戸建て住宅の空き家診断を行 う個人、または宅地建物取引業者

【補助内容】診断にかかる費用の3分の2(上限3万5千円)

② 空き家家財道具等処分補助金

空き家の家財道具等の処分にかかる費用の補助を行います。

【対象】 敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録、または 登録を予定している空き屋の家財道具等の処分を行う個人 所有者

【対象事業】 敦賀市一般廃棄物収集運搬許可事業者が行う

【補助内容】 収集・運搬費、特定家庭用機器リサイクル料金、 廃棄処分委託費等にかかる費用の3分の2(上限5万円)

③ 空き家・空き地情報バンク成約奨励金

敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録している一戸建 て住宅が、売買または賃貸借等の成約をした場合に、奨励 金を交付します。

【対象】 対象住宅の空き家・空き地情報バンクの登録者(契 約の相手が3親等以内の親族である場合を除く)

【奨励金額】 仲介手数料の3分の2 (上限5万円)

空き家の利活用上記①~③の共通要件

【**募集期間**】 4月27日月~(予算額に達し次第、受付終了)

敦賀市への定住支援 【定住促進住宅改修等支援事業】

■ 3世代ファミリー定住支援事業 🙈 🙈



1 新築住宅取得補助

【対象】 市外にお住まいの子育で世帯*と、その親世帯が 同居または近居するために、市内で一戸建て新築住宅を取 得(新築・購入) する方

【補助内容】 取得金額(土地代除く)の2分の1(上限25万円) ※立地適正化計画の居住誘導区域内で取得し「近居」する 場合は上限30万円

2 住宅リフォーム補助

【対象】 市外にお住まいの子育で世帯*と、その親世帯が同 居するために市内に所有している一戸建て住宅のリフォー ムや増築をする方

【補助内容】 対象工事費の2分の1 (上限90万円)

* 子育て世帯…申請時点で、夫婦いずれもが満50歳未満、 または夫婦と18歳以下の未就労者である子どもがいる世帯

■ 新婚・子育て世帯と移住者への住まい支援事業

① 空き家の購入補助

【対象】 空き家を購入する新婚・子育で世帯*1 または移住者*2

【補助内容】 対象工事費の3分の1 (居住誘導区域内…上 限 60 万円 居住誘導区域外…上限 30 万円)

2 空き家リフォーム補助

【対象】 次の①または②のいずれかに該当する方

①購入または賃借した空き家をリフォームする**新婚・子育** て世帯*1または移住者*2

②空き家のリフォームを行い賃貸する所有者

【補助内容】 対象工事費の3分の1 (居住誘導区域内…上 限 60 万円 居住誘導区域外…上限 30 万円)

- *1 新婚世帯 婚姻届の受理日から3年を経過しない夫婦世帯 子育で世帯 18歳以下の未就労者の子どもと同居している世帯
- *2 次の①から③のいずれかに該当する方
 - ①現在、県内に住所を有していない方
 - ②県内に住所を有して2年以内の方
 - ③県外から県内の大学等に進学し、県内企業に就職した 場合で、卒業後2年以内の方
- ※「空き家」は「敦賀市空き家・空き地情報バンク」に登 録されている一戸建て住宅に限ります。

定住促進住宅改修等支援事業の共通要件

【**募集期間**】 4月27日(月)~(予算額に達し次第、受付終了) ※カーテン・家具等の備品、電化製品の設置、外構工事等は 対象となりません。

※リフォーム補助の対象は20万円を超える工事に限ります。 ※「新築」や「リフォーム」は交付決定の前に着工したもの、 4月27日以前に購入したものは対象となりません。

補住敦 宅

木造住宅の耐震化支援 【木造住宅耐震化促進事業】

■ 木造住宅の耐震診断と補強計画作成

耐震診断の派遣と費用の補助を行います。



● 一般診断法

【対象】 昭和56年5月末までに建てられた一戸建て木造住 宅を自ら居住するために所有されている方

【個人負担額】 10,000円(耐震診断5,000円と補強計画5,000円)

2 伝統耐震診断法

【対象】 伝統的構法により建てられた木造住宅を自ら居 住するために所有されている方

【個人負担額】 24,200円(耐震診断13,200円と補強計画11,000円) ※診断と計画作成はセットでの申し込みとなります。

※伝統耐震診断法は申し込みの前に、個人負担で古民家鑑 定および床下インスペクション(床下の状態を専門家が診 断する)を別途受ける必要があります。

【募集開始】 ①、2ともに4月27日側から

■ 木造住宅の耐震改修工事

耐震改修工事にかかる費用の補助を行います。

【対象】 市の補助事業の耐震診断及び補強計画を実施したも ので、①または②のいずれかに該当する一戸建て木造住宅

- ①一般診断法による耐震診断の結果、診断評点が 1.0未 満と判定された住宅
- ②伝統耐震診断法による耐震診断の結果、評価指数が30 を超える住宅

【募集戸数】 上記① 3件、上記② 1件

【補助内容】 上記① 上限 100 万円を補助 上記② 上限 170 万円を補助

(どちらの場合も対象工事費の80%以内)

【募集期間】 4月27日(月)~5月15日(金)※申込多数の場合

は、6月上旬に公開抽選予定(予算額に達し次第、受付終了)

2020年 広報つるが 5月号